

世田谷区告示第 7 9 号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 1 4 年 3 月世田谷区規則第 4 5 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 2 月 2 4 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

1 3 - D 3 5 8 - 1 1

2 変更の区間

世田谷区野沢一丁目 1 5 番 3 6 の内

3 変更の区域

延 長 6 . 0 4 メートル

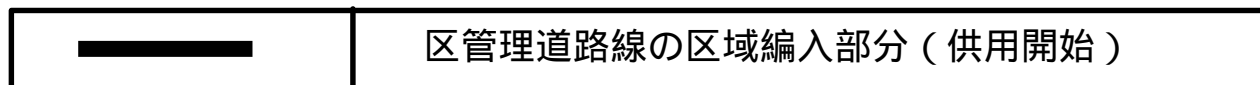
幅 員 0 . 6 3 メートルから 0 . 6 6 メートルまで

面 積 3 . 9 2 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 2 月 2 4 日

案内図



街区	野沢一丁目 28番
----	-----------

